

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成29年11月 1日にパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	非常用ディーゼル発電設備(B)給気ルーバー室入口扉(防火扉1CS-2-3)において、ストライク(ドアロック機構受け側金具)が腐食により脱落し、扉が閉鎖できないことが認められたため、当該腐食部を含む扉枠を交換。なお、応急処置にてストライクを取付け、扉閉鎖済。	GⅢ	
2	4号機	原子炉建屋6階蒸気乾燥器・気水分離器仮置きプールにおいて、テープ片の落下が認められたため、当該テープを回収。なお、仮置きプールと原子炉ウエルは隔離されている事から機器への混入の可能性はなく、安全上の問題はなし。	GⅢ	
3	サイトバンカ	サイトバンカ・物揚場電源切替盤しゃ断器(1B)において、動作不良(操作スイッチによる投入ができず)が認められたため、当該しゃ断器を点検・修理。 なお、手動では投入可能。	GⅢ	
4	その他	一次水処理設備硫酸貯槽脱湿器空気抜き配管において、腐食が認められたため、当該配管を交換。	GⅢ	